### 指定管理者制度活用事業 評価シート

### 1. 基本事項

施設名称	川崎市第7グループ老人いこいの家	評価対象年度	令和4年度
事業者名	·事業者名 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ·代表者名 会長 浮岳 堯仁 ·住 所 川崎市中原区上小田中六丁目22番5号	評価者	高齢者在宅サービス課長
指定期間	平成31年4月1日~令和6年3月31日	所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2. 事業実績		
利用実績	(1)利用者数 (2)入浴者数 (3)教養の向上に関する事業 (4)レクリエーション等に関する事業 (5)多世代交流・地域交流に関する取組	53,933人(個人22,626人、団体31,307人 1,661人(269回) 5,639人(656回) 1,229人(17回) 1,229人(17回)
収支実績	○収入 (内訳) 指定管理料 (内訳) 事業収入 ●支出 (内訳) 人件費 (内訳) 事務費 (内訳) 事業費 ◎収支差引額	46,292,845円 46,292,845円 0円 47,904,976円 38,948,199円 7,531,815円 1,424,962円
サービス向上の取組	足度調査や意見箱の設置等を通じて利用者ニースで、地域状況を把握しながら、地域福祉活動拠点。	高齢者の介護予防に資する取組を実施するほか、利用者: ズを把握しつつ、地域の関係機関との連携を密にすることとしての施設運営に努めている。 つ、地域の自主サークルの活動支援を行うなど、地域の福

### 3. 評価

分類			配点	評価段階	評価点
	心身へのきめ細 やかな配慮	高齢者の心身への配慮について適正かつきめ細やかだったか。	5	3	3
	地域交流の推進 地域に根ざした施設として、地域交流は積極的に実施し、推進しているか。		5	3	3
			5	3	3
	施設の利用促進	新たな利用者の確保策など、施設の利用促進に資する取組を実施したか。	5	3	3
	適切な臨機の対 応	通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際に、適切に対応し事業を 実施しているか。	4	4	3.2
	生活相談の積極 的な取組	生活相談の取組を積極的に実施したか。	4	3	2.4

### (評価の理由)

### 【心身への配慮】

・高齢者の心身への配慮について、管理人による日常的な健康観察や積極的な声掛けを通じて利用者の健康状態の把握に努め、活動中も熱中症や新型コロナウイルス感染症等の疾病に関する注意喚起を行うなど、心身への配慮がなされている。入浴に際しては、事故防止のため、複数人数での利用を呼び掛けるとともに、適宜、声掛けを行い、体調の悪い利用者には入浴を 控えていただくなど、利用者の心身に配慮した取組を行っている。

### 【地域交流の推進】

・地域交流の推進ついて、地域に根ざした施設として、地区社協などが主催している会食会活動、配食活動、ミニデイケア活動 などの活動支援を実施するほか、民生委員と連携して、地域サロンへの参加を促すなど、地域コミュニティの活性化に努めてお り、こども文化センターとの手紙交換会や展覧会、小学校との「昔あそび」事業に加え、コロナ禍で中止としていた、百合丘いこ いの家まつりを開催するなど、地域交流事業に取り組んでいる。また、コロナ禍における事業実施方法や変更点の検討、関係 機関との打合わせ等、次年度の事業改善に取組んでいる。

### 【介護予防の取組】

・介護予防に資する取組について、体操教室、ヨガ、太極拳等の介護予防に資する講座を実施するとともに、利用者への積極的な声かけやチラシ配布を通じて、マッサージ健康教室や講座への参加を促している。また、必要に応じて地域包括支援センターと連携することで、介護予防の取組充実を図っている。

### 【施設の利用促准】

・施設の利用促進について、ホームページによる広報、老人福祉センターと連携したポスター・チラシ配架等の広報活動を実施したほか、新たにLINEによるお知らせや、ギャラリー設置による作品展示を開始するなど、積極的に施設の利用促進を図っている。また、次年度以降は具体的な対象を設定したアプローチ方法について、検討するなど、施設の利用促進に取組んでいる。 【適切な臨機の対応】

・通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際の対応としては、新型コロナウイルス感染症の対策としての十分な換気や 毎日の消毒・清掃作業による衛生管理の徹底のほか、利用者への注意喚起など、感染状況を踏まえた感染症対策を講じつ つ、各種講座や地域交流を含む事業を実施しており、クラスターも発生していない。

# 【生活相談の取組】

-・生活相談の取組について、チラシやポスターの掲示等による相談事業の周知を行い、相談しやすい環境づくり、雰囲気づくり に努めている。また、支援が必要と思われる利用者がいた場合には、本人の承諾を得たうえで、適切な関係機関と連携しつつ 支援を実施している。更に、次年度に向けて管理人の判断基準や連絡・報告対応の統一化等、生活相談事業の枠組みの協議 検討を実施している。

# 正

	効率的・効果的 な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか。また、経費縮減の取組がなされているか。また、経費削減のために利用者の利便低下や安全・安心の阻害となっていないか。	5	3	3		
収 支	適切な会計処理	適正な会計処理が為されているか。	5	3	3		
〈計画・実績	(評価の理由) 【適切なサービス提供】 ・収支マイナスについては、年金法の改正に対応した法定福利費の負担増及び作業報酬下限額の増に伴い、職員の人件費が増額したことによるものであること、また、事務費・事業費支出について、概ね計画に基づく事業が実施されていることから、マイナス評価とはせず、標準点が妥当と評価できる。 【適切な会計処理】 ・適切な会計処理】						
	適切なサービス の提供及びサー ビスの効果	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか。また、その効果が表れているか。特に、利用者が増加した場合の要因も確認すること。	10	3	6		
	業務改善による サービス向上	業務改善のための指針があるか。業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか。また、具体的な効果が表れたか。	10	3	6		
	効率的・効果的 な運営	グルーピングによる施設の一体管理が効率的・効果的に行われているか。	4	3	2.4		
<del>"</del>	利用者ニーズの 把握及び事業へ の反映	利用者ニーズの把握に努めたか。また、利用者ニーズを事業や管理に反映 させる取組が為されているか。さらに、独自性が見られるか。	5	3	3		
リービ		利用者からの苦情や意見の受付体制が整備されているか。また、苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか。	5	3	3		
こス向上及び業務改善	(評価の理由) 【適切なサービス提供については、地域の高齢者が、健康で生きがいのある豊かな生活が送れるように活動の場所を提供するともに、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、教養講座や世代間の交流事業を実施するほか、高齢者の介護予防に資する事業や生活相談に取組んでおり、概ね仕様書に基づく運営がなされ、適切にサービスが提供されている。 【業務改善によるサービス向上】 ・業務改善によるサービス向上について、セルフモニタリングによる自己評価のほか、施設運営にあたっての課題や利用者からの意見について、運営委員会等で情報共有・協議し、実現可能なものについては改善を図っており、業務改善によるサービスの向上に努めている。 【効率的・効果的な運営】 ・効率的・効果的な運営】 ・効率的・効果的な運営「ついては、グルーピングによる施設の一体管理について、管理運営の均一化を図るなど、適正に管理されている。 【利用者ニーズ把握・反映】 ・利用者ニーズ把握・反映】 ・利用者ニーズの把握について、利用者満足度調査の実施や、館内に意見箱を設置し、把握する体制を整えているほか、管理人が日常的に聞き取りを行い、利用者のニーズを把握する取組を行っている。また、把握した利用者ニーズについては、実際に希望箇所の修繕を実施するなど、可能な限り事業運営に反映させるよう努めている。 【利用者意見への対応】 ・利用者意見への対応については、必要に応じて、運営委員会等の関係者との情報共有を図るほか、苦情解決実施要綱に基づき、第三者委員からの聞き取りを行える体制を構築しており、利用者意見を反映した施設運営に努めている。						
	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか。	4	3	2.4		
	連絡・連携体制 の充実	定期または随時の会議等によって職員間や所管課等との連絡・連携が十分 に図られているか。	4	3	2.4		

適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか。	4	3	2.4
	定期または随時の会議等によって職員間や所管課等との連絡・連携が十分に図られているか。	4	3	2.4
担当者のさらな	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等、スキルアップのための取組が充実しており、スタッフのスキルとして浸透しているか。また、その習得状況を確認するための取組があるか。	4	4	3.2
安全・安心への	・事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)。 ・緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか。 ・事故発生時の対応について適切だったか、また、再発防止に取り組んだか。	4	3	2.4
個人情報等の適 切な管理及び法 令遵守	・個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・ 監督体制が整備され、適切な運用が為されているか。 ・業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。	4	3	2.4

## (評価の理由)

理

### 【適正な人員配置】

・適正な人員配置について、管理人3名と休暇代替アルバイトがローテーションで勤務し、円滑な施設運営を図るとともに、よりきめ細やかに対応できるような配置としている。

### 【連絡·連携体制】

・連絡・連携体制の充実について、定期又は随時に会議等を行うことで、職員間や所管課と連携を密に取り合うことができており、特段問題も発生していない。

### 【担当者のスキルアップ】

・担当者のスキルアップについて、全ての管理人とアルバイト代替職員が救急救命法の研修に参加し、市民救命士の資格を取得するとともに、利用者対応をテーマとしたグループワークを実施し、共有するなど、管理人の資質向上を図っている。また、管理人研修に加えて、アルバイト代替職員対象の書面による研修を実施しており、研修レポートの提出や他機関研修への参加等、研修効果を高める取組が行われており、積極的に職員の資質向上を図っていると評価できる。

### 【安全・安心への取組】

・安全・安心への取組について、各いこいの家で防災訓練を実施するとともに、緊急連絡網、緊急時対応マニュアルを整備し、 安全管理体制を確立している。また、入浴事業の実施にあたり、入浴前の血圧測定、複数人での入浴を促すなど、区社協全体 で事故の防止に取り組んでいる。

## 【個人情報管理·法令遵守】

・個人情報等の適切な管理及び法令遵守については、日頃からいこいの家の運営に係わる関連法令を遵守するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護規定に基づき、利用者への同意、施錠できるキャビネットでの保管など、適切に運用している。また、業務日誌・点検記録・修繕履歴等の管理記録についても適切に整備・保管されている。

	・安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切かつ速やかに実施しているか。 ・設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切かつ速やかに行われているか。 ・施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか。 ・施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか。	4	3	2.4
適正な施	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか。また、美観向上のための積極的な取組をしているか。	4	3	2.4

(評価の理由)

【施設保守管理・利用環境】

・施設・設備の保守管理について、施設の経年劣化によって不備が生じた場合は、利用者への安全を最優先し、迅速な補修・ 修理に努めており、備品についても、適正に台帳管理を行いつつ、不具合のある備品については速やかに修繕や入替を行うな ど適切に管理している。また、区内いこいの家全館と麻生老人福祉センターとの共同で粗大ゴミの回収を行うなど業務効率化を 図っている。更に、利用者が快適に施設を利用することができるよう管理人が毎日の清掃を行うとともに、館内の換気や消毒を 徹底し、入浴事業に関しては毎回塩素消毒を行い、定期的に水質検査を実施するなど、衛生面の配慮も行われている。 【外構·植栽管理】

・外構・植栽管理について、外観の美化や節電対策及び地球温暖化対策を目的としてゴーヤを植栽し、緑のカーテンとするな ど、植栽を良好に保ちつつ、外構・植栽の管理が適切に行われている。

### 4 総合評価

100 [2   11   12			
評価点合計	61.6	評価ランク	С

### 5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市内の感染状況を踏まえながら、いこいの家まつり、健康増進に関する講座等の各種事業を実施しており、介護予防の取組や入浴事業、生活相談の実施、利用者への積極的な声掛けによる心身への配慮等のほか、こ ども文化センターや小中学生との交流事業や地域団体への活動支援を実施することで地域交流に取組んでいる。コロナ禍においても、 様々な対策や工夫をすることで、クラスターを起こさずに、いこいの家の目的である高齢者のふれあいや生きがいづくりの場としての機 能を果たすことができており、総合評価の結果から、適正であると認められる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等 ・高齢者人口の増大に伴い、いこいの家の目的である高齢者のふれあいやいきがい・健康づくりの場、介護予防のための通いの場とし ての機能を果たしていくため、これまでの利用制限等により減少した利用者の回復と利用継続に資する取り組みを行っていくこと ・市内全区でいこいの家を管理運営しているスケールメリットを活かし、事業運営の実績やノウハウの全市的な共有、市・各区社会福祉協議会や他都市の社会福祉協議会との情報交換等を通じた企画力・調整力を発揮すること。

・多くの地域住民が集って、つながり支えあう場となるように、地域の介護予防拠点、活動拠点としての機能を充実させること。 ・地域包括ケアシステムの構築の中で、地域に根ざした施設として、近隣施設や合築施設等と連携しながら地域交流の推進を図るとと もに、より効果的・効率的な施設運営を行うこと。